

## 令和4年度 第2回通常総会議事録

日時 令和4年12月17日(土) 15時～17時30分

場所 宮城外洋帆走協会事務所 1階会議室

### 【赤石理事長挨拶】

現在、宮城外洋帆走協会は棧橋所有権を巡って裁判の最中にある。他のハーバーと違い、宮城外洋帆走協会にとって、棧橋は単なる不動産ビジネスの対象ではない。我々の定款には7つの目的が定められている。一般社団法人であるからには、収益事業を行える。現在の棧橋収益は棧橋建設のための借金返済に充てられている。将来どうするかは皆さんに考えていただきたい。本日はこの定款の目的に合うべく前進できるよう審議をお願いする。

### 【総会運営】

#### 1. 総会成立報告

総務木村理事から本日の出席状況が報告され、会員総数93名のうち出席者23名、委任状提出45名で過半数の出席となり総会成立が確認された。

#### 2. 総会議長、議事録作成者の指名

定款規定により赤石理事長からKAYAの伊藤氏が議長に指名され、議長よりEmichanの乾氏が議事録作成者に指名された。

#### 3. 審議前動議提案とその審議結果

1号議案審議開始の説明が議長からなされた時に、乾会員から、本日の会議参加者の中に利益相反の立場の会員が出席していることにつき審議を求める動議が出された。本日の会議に先立ち、利益相反の立場となる会員には、宮城外洋帆走協会から出席辞退勧告が出ていたことが説明された。当事者である井上会員から、辞退勧告はセイルヨット社長である井上に対するものであり、本日の総会には会員である二重人格者となる個人井上として出席しているとの主張がなされた。

審議の結果、現在係争中の裁判が結審するまで、宮城外洋帆走協会会員資格停止処分が全会一致で決議された。また、井上会員が会員に送付した“謝罪”に関してその内容が周知されていないことから説明を求めたところ、宮城外洋帆走協会から1200万円を持ち出し知人に与えたとの説明があった。それに関しては犯罪を犯したとの認識を持っており、警察に行けと言われれば、当然今からでも警察に行くべきと考えており、かつ、どのような議決が下されるかは宮城外洋帆走協会の判断を待つ立場であるとの説明があった。

#### 4. 審議事項

##### 【第1号議案】 令和5年度事業計画及び予算に関する件

木村総務理事から事前送付総会資料に基づき、令和5年度事業計画ならびに予算について説明がなされた。

第1号議案について金会員から、棧橋修繕費、工事費、委託費の合計が棧橋維持費になるかとの質問があり、そうであるとの回答があった。また水道料15000円の対象についての質問があり、詳細確認となった。また棧橋減価償却費の状況についての確認があり、現在返済原資となっている旨の説明があった。

第1号議案について、全会一致で承認された。

## 【第2号議案】 役員補選

木村総務理事から、斉藤傳一郎会員、熊谷桂林会員が役員候補であることが説明され、全会一致で理事就任が承認された。

## 【その他の案件】

### 1. 艇登録規定変更

赤石理事長より、船検を有しない船に対し、船艇登録をもって艇登録を認めることへの変更、及び安全装備備品の確保要請を行うことの説明があった。

玉谷会員より誰が安全装備備品の装備状態検査をするのかとの質問があった。

理事会において細則を策定することとなった。

### 2. Y23クラブ設立

田村会員よりY23クラブ設立に関する経過説明があった。これに対し、過去4年間の使用料不払いに対する質問、Y23クラブの所属に対する質問（MORC直属小浜フリート外設置、小浜フリート内設置、小浜外での設置）、上架に必要な備品利用、Y23クラブが使用する栈橋の帰属に関する質問、Y23クラブ構成員がMORC会員でない場合の取扱いに関する質問があった。

赤石理事長から、冒頭の挨拶のように栈橋不動産ビジネスではなく、今後MORC定款に沿った活動を行なっていくための準備であるとの説明があった。

また、速やかに小浜フリートに艇登録を行い参加開始すること、及びY23クラブに関する議論を行う場に、第三者の参加を求めて広く意見集約を行う必要性についての提案があった。小浜で活動を行うのであれば、まず小浜のルールに則って活動を開始すべきで、小浜のルールとは別のルールを適応する別の組織で始めるのはおかしいという意見があった。Y23クラブの小浜費用負担とMORC定款である海事思想を推進するY23クラブの位置付け（MORC直下直属）を分けて考えることの提案があった。決して活動を問題にしているわけではなく、これまでの会員ルールを変えようとする行為に会員から反発が出るのは自然なので配慮いただきたいとの意見があった。

### 3. A栈橋所有権確認訴訟経過報告

赤石理事長より、A栈橋所有権確認訴訟について説明がなされた。我妻社長が亡くなった後、我妻社長より栈橋設置工事を請け負っていたファーストマリン関口社長から相談があり、MORCが宙に浮いた栈橋建設事業を全て引き継いで工事を継続することになったこと。MORCが建設資金の確保を行うことで工事継続が可能となり、現在係留者から係留料を集め借金返済中であること。宮城県が震災前の航空写真情報を理由にA栈橋分についてのみ補助金申請を認める話があったこと。その補助金をセイルヨットが受けなければ、セイルヨットという会社の存続ができなかったこと。MORCにお金が入る補助金ではなかったが、セイルヨットの負債軽減に役立つならばと考え申請したところ、宮城県がA栈橋分の補助金申請を受理したこと。しかし結果的には、セイルヨット現井上社長が、そのことを逆手にとって、A栈橋そのものの所有権を主張していること。このような経緯により現在裁判で係争するに至っていることにつき説明があった。佐々木

会員から赤石理事長のご尽力に対し応援賛辞が送られた。

4. 小浜フリートからの提案

今後の小浜フリートへの参加艇増加が見込まれることにより

小浜運営管理費 50000円から40000円への減額が提案され了承された。

併せて、上架時の費用負担 小浜フリート艇 18000円から20000円、小浜フリート艇以外 23000円から30000円への変更も了承された。

MORC事務所北側とC栈橋近くに倉庫設置工事が完了した旨の報告があった。

尚、棚については、事前の説明にあった会員制作棚ではなく、稲葉物置倉庫の専用棚を使用することに変更することの説明があり、了承された。

棚幅45cm長さ120cm高さ60cm区画の年間使用料 6000円

棚幅45cm長さ 80cm 高さ60cm区画の年間使用料 4000円 が提示された。

議事録作成

Emichan 乾 清重